

事○下

〔介壽筆叢〕誠石銘

爾俸爾祿、民膏脂、下民易虐、上天難欺、
父母に孝行に、法度を守り、謙り驕らずして、面々の家職を勤め、正直を本とする事は、誰も存たる
事なれども、彌能相心得候やうに、常に無油斷下へおしえ可申聞者也、

右紀伊天納言宗直卿、御家中へ毎月御觸の趣也、

爲經卿跋言以晚翠日抄書於左

右南紀國主故亞相治國齊民之要言也、宇纔三四十、文用俗字、而詞理俱盡、縱使潤色數百言、復何加
焉、創業之世、兵革之餘、勤孝守典、勵怠慢、誠矜奢、一皆本之誠實、紀國到今、人傳誨之久矣、其臣加納政
直遠請予書其語、加跋言、嗚呼、故亞相之於治國、可謂得其要矣、豈一方之教而已、雖施之天下、可也、寫
原本書數語於其左云、

元祿五年三月穀旦

藤爲經

〔仰高錄〕扱又奥向の輩へ、享保の始、仰出有之、各心得の御書付、每歲御用掛、御側衆列座被讀之候而
各拜聞、此趣忘却無之、書付候て常々懷中も可仕程に、相心得候様との御事也、

一人馬分限相應に相嗜候義は、勿論に候、あたま數に合候へば能と存、缺走不自由なる者、又は年
にもたらざる者、馬を持候とも、ふかむてうなるは、不召抱も同様たるべき事、

一 猥に極樂、または他行、かたく可相慎事、

一 斷なくして、外様と出合いたすまじき事、

一 仲間の出合は、平生給候料理にて度々參會致べく候、尤武士の作法を不亂やう相心得事、

一 衣服、家作等の義、少も見分にか、はり取繕申まじき事、